

西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システム(以下「太陽光発電システム」という。)を設置する者に対し、補助金を交付することにより、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、太陽光発電システムとは、村内の戸建て住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。)の屋根等に設置され、太陽光により発電するシステムをいう。

(補助対象システム)

第3条 補助の対象となる太陽光発電システムは、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上10キロワット未満のもの
- (2) 未使用(新品に限る)のもの
- (3) 低圧配電線と逆流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するもの
- (4) 省エネナビ(消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システムで、財団法人省エネルギーセンターに登録している機器をいう。)又は、省エネナビと同等以上の機能を備えた表示機器が設置されているもの

2 補助対象となる太陽光発電システムは、当該年度中に設置工事を完成しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の要件のすべてを満たし、自ら電力会社と電灯契約を締結する個人とする。

- (1) 村内に住所を有する者(第10条に規定する実績報告書を提出するときまでに村内に転入する予定の者を含む。)
- (2) 自ら居住する又は居住しようとする村内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する者
- (3) 村税等を滞納していない者
- (4) 借家に居住している者が設置する場合(借地に設置する場合も含む。)は、書面による所有者の承諾を受けている者
- (5) 第10条に規定する実績報告書を当該年度の3月末日までに提出できる者

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、太陽光発電システムの設置に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)
- (4) その他付属機器(接続箱・直流側開閉器・交流側開閉器・余剰電力販売用電力量計)
- (5) 設置工事に係る費用
- (6) 省エネナビ

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット当たり13万円を乗じた額とし、補助金の額の上限を65万円とする。

2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの設置に係る経費の内訳が明記されている契約書(明記されていない場合は、併せて経費の内訳が明記されている見積書)の写し
- (2) 太陽光発電システムの最大出力値、形状、規格、構造等が確認できるもの
- (3) 太陽光発電システムを設置しようとする住宅の位置図及び工事着工前の写真
- (4) 村が発行する納税証明書。ただし、転入者にあつては転入前の市町村が発行する納税証明書
- (5) その他、村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 村長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、これを適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金申請事項の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
 - (2) やむを得ない理由により、太陽光発電システムの設置を中止しようとするとき。
- 2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・取消決定書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助決定者は、太陽光発電システムの設置工事が完成したときは、速やかに西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの支払領収書の写し
- (2) 太陽光発電システムの設置状態が確認できる写真(太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、省エネナビを撮影したもの)
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査書の写し
- (5) 補助事業者が転入者の場合は、転入後の補助事業者の住民票
- (6) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の確定及び支出)

第 11 条 村長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、これを適正と認めたとときは、第 7 条の規定により補助金額を確定し、西興部村住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書(様式第 6 号)により補助決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 村長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を村に返還させることができる。

3 本補助制度により取得した太陽光発電システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第 13 条 村長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき。

(2) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件をその他法令等若しくはこれに基づく村長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(利用状況の報告)

第 14 条 補助決定者は、太陽光発電システムを設置した翌月から 12 か月間の利用状況を西興部村住宅用太陽光発電システム運転状況報告書(別記様式第 1 号)により、村長に報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、給付に関する規定は、平成 35 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則 (平成 30 年 1 月 9 日訓令 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。